

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決する。

平成25年3月15日

四万十町長 高瀬 満伸

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

区 分	変 更 前	変 更 後
1. 工 事 名	町道大奈路中津川線 道路改良 工事（橋梁上部工）	同 左
2. 工 事 場 所	四万十町 大正中津川 地内	同 左
3. 契 約 の 金 額	76,747,650円	78,439,200円
4. 契 約 の 相 手 方	南国市岡豊町中島356番地1 株式会社 鉄建ブリッジ 代表取締役 森下 伸裕	同 左